○国土交通省告示第千三十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

別表Ⅴ29の項を削る。

別表Ⅴ30の項一く及びト並びにちを削る。

別表Ⅴ56の項中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとする。

附　則

この告示は、平成二十四年十月十八日から施行する。

○国土交通省告示第千三十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第二項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

表築城進入管制区の項を次のように改める。

築城進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度2,450m未満のもの イ　周防ＶＯＲ（N33°51′ E131°02′）を中心とする半径22㎞の円内であって、かつ、芦屋タカン（N33°53′ E130°39′）を中心とする半径27㎞の円内の区域のうちN33°59′05″ E130°55′38″の地点とN33°53′27″ E130°53′56″の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N33°53′27″ E130°53′56″の地点とN33°51′11″E130°45′58″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ　N33°52′47″E130°51′40″の地点、N33°51′11″E130°45′58″の地点、N33°42′28″E130°48′58″の地点、N33°43′51″E130°54′45″の地点及びN33°52′47″E130°51′40″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 2　N33°27′04″ E131°04′06″の地点、N33°23′53″ E130°51′16″の地点、N33°05′33″ E131°01′28″の地点、N33°05′51″ E131°06′45″の地点及びN33°27′04″E131°04′06″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,750m以下のもの 3　N34°10′34″ E131°02′12″の地点、N34°09′17″ E130°55′36″の地点、N34°01′33″ E130°54′04″の地点、N33°59′05″ E130°55′38″の地点及びN34°10′34″E131°02′12″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,050m未満のもの（芦屋タカンを中心とする半径27㎞の円内の区域に係るものを除く。） 4　次に掲げる区域の直上空域で高度3,050m以下のもの イ　N34°08′27″E132°13′57″の地点を中心とする半径45㎞の円内の区域のうちN34°11′19″E131°43′57″の地点とN33°56′12″E131°47′41″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの ロ　N34°11′19″E131°43′57″の地点、N33°56′12″E131°47′41″の地点、N33°58′58″E131°59′56″の地点、N34°10′11″E131°55′57″の地点及びN34°11′19″E131°43′57″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（N34°08′27″E132°13′57″の地点を中心とする半径27㎞の円内の区域に係るものを除く。）
	5　N34°11′58″ E131°09′26″の地点、N34°10′34″ E131°02′12″の地点、N33°59′05″ E130°55′38″の地点、N33°53′27″ E130°53′56″の地点、N33°52′47″ E130°51′40″の地点、N33°43′51″ E130°54′45″の地点、N33°48′29″E131°14′25″の地点及びN34°11′58″E131°09′26″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,650m未満のもの 6　N33°28′56″ E131°11′43″の地点、N33°27′04″ E131°04′06″の地点、N33°05′51″ E131°06′45″の地点、N33°05′55″ E131°07′57″の地点、N33°08′42″E131°14′15″の地点及びN33°28′56″E131°11′43″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,950m以下のもの 7　N34°13′41″ E131°18′16″の地点、N34°11′58″ E131°09′26″の地点、N33°48′29″ E131°14′25″の地点、N33°44′58″ E130°59′45″の地点、N33°29′44″ E130°48′00″の地点、N33°23′53″ E130°51′16″の地点、N33°28′56″ E131°11′43″の地点、N33°08′42″ E131°14′15″の地点、N33°18′35″ E131°36′43″の地点、N33°38′20″ E131°38′35″の地点、N33°49′23″E131°54′28″の地点、N34°11′19″E131°43′57″の地点及びN34°13′41″E131°18′16″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの（N34°08′27″E132°13′57″の地点を中心とする半径45㎞の円内の区域に係るものを除く。） 8　N33°44′58″ E130°59′45″の地点、N33°40′47″ E130°41′49″の地点、N33°36′11″ E130°44′24″の地点、N33°34′37″ E130°51′45″の地点及びN33°44′58″E130°59′45″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの（高度1,850ｍを越え3,650m未満のものを除く。） 9　N33°49′23″ E131°54′28″の地点、N33°38′20″ E131°38′35″の地点、N33°31′12″E131°37′54″の地点及びN33°49′23″E131°54′28″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,050m以上4,900m以下のもの 10　N33°36′11″ E130°44′24″の地点、N33°29′44″ E130°48′00″の地点、N33°34′37″E130°51′45″の地点及びN33°36′11″E130°44′24″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で3,650m以上4,900m以下のもの 11　N33°49′23″ E131°54′28″の地点、N33°31′12″ E131°37′54″の地点、N33°24′21″ E131°37′16″の地点、N33°23′12″ E131°39′37″の地点、N33°48′54″E131°55′12″の地点及びN33°49′23″E131°54′28″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,550m以上4,900m以下のもの（N34°08′27″E132°13′57″の地点を中心とする半径45㎞の円内の区域に係るものを除く。）
福岡進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度1,850m以下のもの イ　佐賀ＶＯＲ（N33°09′ E130°18′）を中心とする半径21㎞の円内の区域のうちN33°19′29″E130°10′48″の地点とN33°09′51″E130°03′18″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの ロ　N33°19′29″E130°10′48″の地点、N33°09′51″E130°03′18″の地点、N33°01′47″ E130°13′16″の地点、N33°01′32″ E130°21′13″の地点、N33°09′15″E130°20′28″の地点及びN33°19′29″E130°10′48″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（長崎ＶＯＲ（N32°54′ E129°55′）を中心とする半径31㎞の円内の区域に係るものを除く。） ハ　佐賀ＶＯＲを中心とする半径14㎞の円内の区域のうちN33°01′47″E130°13′16″の地点とN33°01′32″E130°21′13″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの 2　N33°46′21″ E130°28′50″の地点、N33°37′03″E129°56′24″の地点、N33°32′57″ E129°58′00″の地点、N33°09′15″ E130°20′28″の地点、N33°03′09″E130°21′04″の地点、N33°03′53″E130°33′03″の地点及びN33°46′21″E130°28′50″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,050m以下のもの